

内閣参質一〇〇第二号

昭和五十八年十月七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員小笠原貞子君外一名提出北海道等の小麦の穂発芽等被害に対する救済対策に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小笠原貞子君外一名提出北海道等の小麦の穂発芽等被害に対する救済対

策に関する質問に対する答弁書

一について

北海道等における小麦の穂発芽等の被害の実態については、現在、調査結果を取りまとめて
いるところである。

また、麦類の技術指導については、昭和五十八年一月に、基本的な栽培技術、災害対策技術
等についての指導を行ったほか、三月には、北日本で局地的大雨が予想されるという暖候期予
報を踏まえて、湿害対策等に努めるよう指導を行ったところである。

二について

規格外麦については、昭和五十八年度から、新たに、その飼料等の用途への円滑な流通を促

進する国内麦流通円滑化特別対策を実施し、農家所得の安定を図ることとしたところであり、政府買入れを行う考えはない。

三について

国内麦流通円滑化特別対策交付金の交付単価については、規格外麦の販売価格、発生数量等を勘案して適正な決定が行われるようにしてまいりたい。

四について

北海道における小麦の穂発芽等の被害については、現在、農業共済団体において損害評価を進めている段階にあるが、損害評価に関する特例措置の取扱いについては、今般の被害の実情を勘案しながら適切に対処してまいりたい。

五について

本年の低温による農作物への影響等については、現在、その把握に努めているところである。

被災農家に対する資金対策については、今後、被害の実情を見極め、適切に対処してまいりたい。